

奨励賞選考規程

第1条

本規程は日本統合医療学会奨励賞（以下「奨励賞」という）授賞者を選考するための手続きを定めるものである。

第2条

奨励賞選考のために、学術大会出席の会員は、奨励賞授賞者決定の投票を行うことができる。学術大会等あり方委員会は投票結果を確認し、理事会に上程する。

第3条

奨励賞授賞者は毎年開催される日本統合医療学会学術大会における学術講演発表者を対象として、本規程第2条の投票で決定する。選考方法の詳細は別に定める「日本統合医療学会奨励賞選考規程細則」による。

第4条

本規程の変更は理事会の議を経たのち、総会にて報告するものとする。

附 則

本規程は2024年9月16日より施行する。